



鶴居子育て支援センターにおける感染症対策について（令和5年5月8日～）

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「5類感染症」に以降することになりました。これに伴い、子育て支援センターにおいては次のとおり対応いたします。施設の利用においては、今後も感染予防対策へのご理解ご協力をお願いいたします。

◎施設を利用できない場合もしくは施設の利用を控えていただく場合

1. 施設を利用される方に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合

- ① 新型コロナウイルス感染症発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで、施設の利用をお控えください。
- ② 発症後から10日間経過するまでは、ハイリスク者との接触を控えることやマスクの着用が推奨されております。当施設においては、妊婦さん（ハイリスク者）も利用する可能性があることから、ご協力をお願いいたします。

2. 施設を利用される方のご家族に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合

- ① ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、濃厚接触者として特定されることはありませんが、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間のご自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控える等の配慮をお願いいたします。

3. 発熱等の症状がある場合

- ① 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、ご自宅で休養する等の対応をお願いします。

◎利用にあたっての注意事項

- ・ これまで提出していただいていた「健康確認カード」の提出は不要となりますが、施設を利用する際には、利用されるお子さま、保護者の方の健康状態を把握した上でのご利用をお願いいたします。
- ・ 入室時の体温測定は求めませんが、施設利用中に体調が悪い等の状況が確認された場合には、体温測定をお願いする場合があります。
- ・ ごみ、おむつ等はお持ち帰りください。
- ・ 施設や地域において感染が流行している場合などは、利用者同士の距離の確保や、対面での会話を避けるよう一時的にお願いすることがあります。
- ・ 施設においては換気の確保、手洗い等手指衛生、咳エチケットなどの基本的な感染症対策は継続いたします。また、必要に応じておもちゃや施設内遊具の消毒を実施することがあります。
- ・ 基本的にマスクの着用は求めませんが、上記1-②、2-①に該当する場合はマスクの着用を推奨いたします。

施設利用にあたっては、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。